

## 「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)」(第三号様式)への個人番号記 載の中止を求める意見書

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」という。)の施行に伴って、国から地方自治法第245条の4に基づいて、「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」(平成27年10月2日付総税企第95号ほか)などにおいて、特別徴収義務者に対して発出する通知書への納税義務者の個人番号の記載に関する技術的助言がされている。

しかしながら、特別徴収税額通知書への個人番号の記載は、郵便物の紛失等による情報漏えいのリスクがあること、また個人番号を記載し、簡易書留で郵送する場合には郵送料が増大するとともに、受け取りまでに日数を要し、特別徴収義務者による徴収事務に支障を来す恐れがある。

そもそも、自治体から特別徴収義務者へ納税義務者の個人番号の提供が認められるのは「個人番号利用事務を処理するために必要な限度で」(番号法第19条第1号)あるが、特別徴収税額通知書への個人番号記載には事務処理上の合理的必要性はなく、このような違法性のある運用は差し控えるべきである。

よって、本市議会は政府に対し、個人番号に係る情報漏えいを防ぐとともに、特別徴収義務者、本市当局双方の事務での混乱を防ぐためにも、下記の事項を実施するよう強く要望する。

### 記

1. 個人番号の記載欄を追加した「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書」(第三号様式)の様式について個人番号欄を削除する、又は、変更前の旧様式の使用を当分の間、認める等、法令等上の必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年3月30日

堺市議会

内閣総理大臣 } 各宛  
総務大臣 }